|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **第１０回公立大学法人宮城大学　理　事　会（平成２１年９月臨時会）** | | |
| 開催日時 | 平成２１年９月２日（水）８時３０分～９時０５分 | |
| 開催場所 | 大和キャンパス本部棟４階　応接会議室 | |
| 出席者 | 馬渡理事長，白石副理事長（人事労務担当），保理理事（総務企画担当），武田理事（教育担当），金子理事（研究担当），大和田理事（財務担当），池戸理事（特命事項担当）  菅原監事，成田監事　　　　　　　　　　　　　　　　　　《理事７名中７名出席》 | |
| 欠席者 | なし | |
| 事務部 | 小林総務課長，中村学務課長，新妻財務課長，眞山総務学務課長，吉田総務GL，山田主事 | |
| 議事概要 | | **１　理事会議事録**  **（１）第１０回理事会議事録署名人について**  今回理事会の議事録署名人として議長のほか，池戸理事を指名し，了承された。  **２　議　　事**  **（１）職員兼業規程の一部改正について　　　　　　　　　　　　　　議案1**  職員兼業規程の改正点，改正理由等について説明後，その一部改正について諮ったところ，異議なく原案どおり了承された。その後，今回の改正内容及び納付・振込手続き等について教職員に周知するため，学内ホームページ「理事会ニュース」の第１０回理事会報告として理事長名説明文を添付することについても確認された。  一部改正に関する説明概要は次のとおり。   * 主な改正点は，兼業納付金に相当する金額以上の金額を「宮城大学教員研究費口座」に寄附した場合は，当該兼業納付金の納付を免除する規定を加えたこと。及び，兼業納付金又は寄附に係る納付・払込期日を延長したこと。また，あわせて所要の文面整理を行ったこと。 * 主な改正理由は，兼業納付金の使途について，「教員研究費」として教員全員に所定のルールで配分されることを明確にするためであること。 * 当該改正は，本日から施行し，平成２１年４月１日から適用するものであること。ただし，平成２１年４月から６月の兼業に係る寄附申込書の提出期限及び払込期日については経過措置を定めること。   以上  この議事録は，公立大学法人宮城大学第１０回理事会議事録である。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２１年９月３０日  　　　　　公立大学法人宮城大学理事会　　議　長　　馬　渡　尚　憲  　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　理　事　　池　戸　重　信 |